

随意契約見直し計画

平成 19 年 9 月
独立行政法人教員研修センター

1. 随意契約の見直し計画

(1) 平成 18 年度において締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行するものとする。

【全体】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(3.3%) 4	(3.5%) 26
一般競争入札等	競争入札			(8.2%) 10	(9.3%) 69
	企画競争	(51.6%) 63	(44.8%) 333	(65.6%) 80	(48.3%) 359
随意契約		(48.4%) 59	(55.2%) 410	(22.9%) 28	(38.9%) 289
合 計		(100%) 122	(100%) 743	(100%) 122	(100%) 743

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(0%) 0	(0%) 0
一般競争入札等	競争入札			(14.3%) 4	(9.0%) 7
	企画競争	(57.1%) 16	(75.6%) 59	(85.7%) 24	(91.0%) 71
随意契約		(42.9%) 12	(24.4%) 19	(%) 0	(%) 0
合 計		(100%) 28	(100%) 78	(100%) 28	(100%) 78

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)				(4.2%) 4	(3.9%) 26
一般競争入札等	競争入札			(6.4%) 6	(9.3%) 62
	企画競争	(50.0%) 47	(41.2%) 274	(59.6%) 56	(43.3%) 288
随意契約		(50.0%) 47	(58.8%) 391	(29.8%) 28	(43.5%) 289
合 計		(100%) 94	(100%) 665	(100%) 94	(100%) 665

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(2) 随意契約によることができる場合を定める基準については、国の基準と同一の現行の基準を継続する。

(3) 随意契約の公表の基準については、国の基準と同一の現行の基準を継続する。

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約の見直し計画を達成するため、以下の措置を講じ、随意契約によることが真にやむ得ないもの以外は、可能なものから速やかに一般競争入札等による契約に移行することとする。

(1) 総合評価方式の導入拡大

- ① 情報システムなど既に総合評価落札方式を導入している調達分野に加え、当該方式によることが必要と考えられる調達分野については、総合評価落方式ガイドラインを作成し、当該方式を導入・拡大するものとする。
- ② 上記の措置を実施するため、総務部会計課にプロジェクトチームを設置するとともに、関係課との協力・連携体制を整備する。

(2) 複数年度契約の拡大

複数年度にわたり継続する役務など複数年度契約によることが必要と考えられる分野については、一般競争または企画競争による複数年度契約の拡大に努めるものとする。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札等による契約への移行に伴い、業務量が増加することから、これらに対応するため以下の措置を講じる。

- ① 契約事務の適正化を図るために平成19年度に行った契約事務体制の整備について、業務の効率化の観点から改めて検証する。
- ② 電子入札制度の導入について、その費用対効果も含めて検討する。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載